

③合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

・新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則として引き続き施行させる必要がある場合。(地方自治法施行令第3条)

- (2) 公文書の整理・保存については、合併までにその方法を調整する。文書管理システムについては、電算システムの協議結果に基づき再度検討する。旧町村の文書管理については、その保存方法、期間等を合併までに調整する。公文書等の收受発送(対外)については、合併までに窓口の一本化を図る。
- (3) 公告の方法については、合併時に制度を統一するものとし、公報については合併後に調整し、公告場所については旧町村の掲示板に掲示する。

1.3 事務機構及び組織の取扱い

- (1) 新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備するものとする。
- (2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

《新市における組織・機構の整備方針》

新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限にいかすため、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。

このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備する。

- ①市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ②市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構
- ③責任の所在が明確な組織・機構
- ④指揮命令系統がわかりやすい組織・機構
- ⑤新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥行政課題に即応できる組織・機構
- ⑦簡素で効率的な組織・機構
- ⑧緊急時に即応できる組織・機構

- (3) 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく、地域審議会を新市において設置する。

1.4 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。